

中国知的財産権侵害訴訟における 懲罰的損害賠償の適用状況

伊 藤 貴 子*

抄 録 中国の知的財産権法では、2013年に商標法、2019年に不正競争防止法に懲罰的損害賠償制度が導入され、日本の知財関係者の注目を集めた。更に、2020年5月に成立した民法典の権利侵害責任編でも、知的財産権侵害に対する懲罰的賠償の規定が設けられ、現在改正作業が進行中の専利法及び著作権法でも、同制度の導入が検討されている。懲罰的損害賠償の導入は、権利行使側にとっては強力なツールとなる反面、権利行使される側にまわった場合にはリスク要因ともなり得る。そのため、いずれの場合にも、どのような場面で適用されるかを理解しておくことは重要である。本稿では、近年の商標権侵害訴訟判決の統計を通じて、同制度導入後の裁判所における実施状況を調査した。また、懲罰的損害賠償が適用された代表的な判例を分析し、懲罰的損害賠償の適用要件及びその判断基準について考察した。

目 次

1. はじめに
2. 中国知的財産権関連法における懲罰的賠償規定の導入状況
 2. 1 知的財産権法への導入以前
 2. 2 商標法への導入
 2. 3 不正競争防止法への導入
 2. 4 民法典への導入
 2. 5 その他の導入予定
3. 商標権侵害訴訟における懲罰的賠償の実施状況
 3. 1 2015～2017年の実施状況
 3. 2 2018年以降の実施状況
 3. 3 小 括
4. 商標権侵害訴訟において懲罰的賠償が適用された判例
 4. 1 FILA事件
 4. 2 ギネスワールドレコード事件
 4. 3 SCALEWATCHER事件
 4. 4 匯源事件
 4. 5 DER事件
5. 懲罰的賠償の適用要件に関する考察
 5. 1 二要件説と三要件説
 5. 2 悪意の侵害
 5. 3 状況が深刻

5. 4 法定賠償での懲罰的賠償の適用
6. おわりに

1. はじめに

いわゆる「懲罰的損害賠償」とは、主に不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、加害者に対する制裁及び同様の行為の抑止のために、実際の被害額を超えた金銭的賠償を命じることを指す。近年、中国の知的財産権関連法において、この懲罰的損害賠償制度の導入が進められている。2013年の商標法改正において、初めて懲罰的賠償に関する明文の規定が導入され、2019年の不正競争防止法改正においても、同様の規定が導入された。更に、2020年5月に成立した民法典権利侵害責任編においても、知的財産権侵害に対する懲罰的賠償の規定が導入された。また、現在改正作業が進行中の専利法、及

* 北京尚誠知識産権代理有限公司 東京オフィス代表
／パートナー弁理士 Takako ITO

び著作権法においても、導入が検討されている。

この背景には、侵害行為の抑止と、知的財産権による権利行使の強化を目指す中国の国家方針がある。2016年11月に中国共産党中央、国務院が公表した産業財産権の保護に関する意見では、「知的財産権侵害の法定賠償額の上限を引き上げ、特許権・著作権等の知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度の建設を模索して、状況が深刻且つ悪意の侵害行為に対し懲罰的賠償を実施し、権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的費用を侵害者に負担させる」ことを述べている^{1). 2)}。

このような立法の動きに伴い、司法の場でも、商標権侵害訴訟を中心に、懲罰的損害賠償が適用される判決が少しずつ増えてきている。

本稿では、中国の知的財産権関連法における懲罰的賠償制度の導入状況を概観した上で、近年の商標権侵害事件の統計を通じて、懲罰的賠償制度導入後の裁判所における実施状況を調査する。更に、商標侵害訴訟において懲罰的賠償が適用された重要な判例を分析し、懲罰的損害賠償の適用要件とその判断基準について考察する。

2. 中国知的財産権関連法における懲罰的賠償規定の導入状況

2. 1 知的財産権法への導入以前

中国の法律に懲罰的賠償の概念が導入されたのは、1993年に制定された「消費者権益保護法」が最初である。同法第49条では、商品やサービスの提供に詐欺行為があった場合の損害賠償額は、実際の損害に加え、商品又はサービス代金と同額を増額する旨が規定された。また、2009年6月施行の「食品安全法」では、食品安全基準に合致しないことを知りながら製造・販売した場合には、実際の損害に加えて、代金の10倍の賠償金を課されることが規定されていた（同

法第96条）。これらの条文には、「懲罰」との表現は使用されていないが、実際の損害以上の賠償を課しており、実質的な懲罰的賠償に関する規定と言える。

その後、2009年12月26日に制定された「権利侵害責任法」において初めて、「懲罰的賠償」との用語が使用された。同法第47条では、製造物責任について、「製品に欠陥があることを明らかに知りながら製造・販売し、他人を死亡させ、又は健康に重大な損害を与えた場合、被侵害者は相応の懲罰的賠償を請求することができる」と規定している。つまり、知的財産権法への導入以前の中国では、製造物責任の分野において、故意に消費者に損害を与えたり、特に消費者に重大な健康上の被害を与えたりしたような状況に限り、懲罰的賠償の請求が認められていた。

2. 2 商標法への導入

この懲罰的賠償の規定が中国の知的財産権関連法に最初に導入されたのは、2013年8月の商標法第三回改正である。同改正において、商標法第63条第1項が、「商標専用権侵害の賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失に基づいて確定する。実際の損失を確定することが困難なときは、侵害者が侵害により得た利益に基づいて確定することができる。権利者の損害又は侵害者が得た利益を確定することが困難なときは、当該商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪意で商標専用権を侵害し、状況が深刻である場合、上記の方法で決定した額の1～3倍以下で賠償額を確定してもよい。賠償額には、権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的費用を含むものとする。」と改正された。

この条文は、2019年4月23日に可決された商標法第四回改正において、更に、「…上記の方法で決定した額の1～5倍以下で賠償額を確定

してもよい。」と改正され、その倍率が引き上げられた。

2. 3 不正競争防止法への導入

2019年4月23日に可決された不正競争防止法の第二回改正において、商標法と同様の懲罰的賠償に関する規定が導入された。即ち、同法第17条に、「経営者が悪意で商業秘密を侵害し、状況が深刻である場合、上記の方法で決定した額の1～5倍以下で賠償額を確定してもよい。」との規定が導入された。

2. 4 民法典への導入

かねてより編纂作業が進められ、2020年5月28日に可決された民法典では、権利侵害責任編の第1185条に、「故意に他人の知的財産権を侵害し、状況が深刻である場合、被侵害者は相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。」との規定が設けられた。

2. 5 その他の導入予定

上記以外に、2011年11月より第四回改正作業が始まっている専利法では、2019年1月に全人代が公表した最新の改正案の第72条第1項に、「専利権を故意に侵害し、状況が深刻なものについては、上記の方法で決定した金額の1倍以上5倍以下の賠償額を確定してもよい」との規定が追加されている。

同様に、2011年7月より第三回改正作業が始まっている著作権法でも、2020年4月に全人代が公表した改正案の第53条第1項に、「著作権又は著作権に関連する権利を故意に侵害し、状況が深刻なものについては、上記の方法で決定した金額の1倍以上5倍以下の賠償を行ってもよい」との規定が含まれている。

3. 商標権侵害訴訟における懲罰的賠償の実施状況

3. 1 2015～2017年の実施状況

上述の通り、商標法には、2013年に懲罰的賠償制度が導入された。その後、2015年1月～2017年12月の商標権侵害訴訟における懲罰的賠償の実施状況について、中国国内には、北京超凡知識産権研究院の関琳琳（以下、関とする）による統計が存在する³⁾。

関の統計によれば、上記3年間に公表され、中国の有料判決データベース「知産宝」に掲載された商標権侵害訴訟の判決は46,968件あり、そのうち懲罰的賠償に関する実質的な検討がなされたのは123件で、全体の2.6%であった。

関は、この123件のうち、2015～2017年の期間に最終判決が出された事件の一審判決57件のみを抽出し、その内容を分析している。それによれば、57件のうち、原告が懲罰的賠償を請求したのは、100%の57件であった。ここで、原告による請求の有無は、判決文の内容のみに基づいて判断した。

また、判決で懲罰的賠償が適用された事件は、57件全体の33.3%を占める、19件であった。ただし、この19件において、どのような形の懲罰的賠償が適用されたかは明らかにされていない。

上述の通り、2013年改正後の商標法第63条第1項では、権利者の損害、侵害者の利益、又は商標使用許諾料の倍数のいずれかに基づいて決定された賠償額の1～3倍の懲罰的賠償を課してよいことが規定された。関の説明によれば、19件のうち、この商標法第63条第1項の規定通りに懲罰的賠償が適用されたケースは少数であった。

これに対し、商標権侵害訴訟において、権利者の損害、侵害者の利益、又は商標使用許諾料がいずれも立証されない場合、いわゆる法定賠

償が採用される。この法定賠償について、2013年改正後の商標法第63条第3項には、「権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、商標使用許諾料が確定できない場合、人民法院は、侵害行為の状況に基づいて300万元以下の賠償を命じる。」と規定されている。上述の19件には、裁判所が当該規定に基づき侵害行為の諸要素を勘案して法定賠償額を算定する際に、懲罰的要素を考慮した事件も含まれるが、内訳は明らかにされていない。

なお、本稿では、便宜上、商標法第63条第1項の規定通りに適用される懲罰的賠償を「63条1項の懲罰的賠償」、裁判所が法定賠償額を算定する際に懲罰的要素を考慮する形で課される懲罰的賠償を「法定賠償中の懲罰的賠償」と呼ぶこととする。また、単に「懲罰的賠償」と記載した場合には、「63条1項の懲罰的賠償」と「法定賠償中の懲罰的賠償」の両方を含むものとする。

3. 2 2018年以降の実施状況

裁判所における最近の制度適用状況を調べるため、筆者は、2018年1月から2019年6月までの判決について、関の統計手法を踏襲しつつ、独自に統計を行った。対象期間の終期を2019年6月としたのは、判決がデータベースに掲載されるまでのタイムラグを考慮したためである。

(1) 懲罰的賠償が検討された事件の割合

表1の通り、2018年1月から2019年6月までの一年半の間に出され、中国の有料判決データベース「知産宝」に掲載された商標権侵害事件の判決数は54,408件であった。そのうち、懲罰的賠償に関する実質的な検討がなされた判決は268件で、全体の4.9%を占める。同じ方法で集計された上述の関による2015~2017年のデータと比べると、懲罰的賠償が検討されたケースの割合は、2.6%から4.9%へと、ほぼ倍増している。

ただし、商標権侵害事件全体から見ると、まだ低い割合と言える。

表1 商標権侵害事件における懲罰的賠償の検討率

総判決数	検討判決数	検討率
54,408件	268件	4.9%

(2) 懲罰的賠償が請求された事件の割合

次に、調査対象期間中に原告が懲罰的賠償を請求した判決数は244件で、懲罰的賠償が検討された判決全体の91.0%を占めた。原告による請求の有無は、関の統計と同様に、判決文の記載に基づいて判断した。しかしながら、中国の判決文は比較的簡潔なものが多く、当事者の主張内容全てに触れるとは限らないため、残る10%弱の事例の中でも、原告が懲罰的賠償を請求したケースは少なくないと思われる。いずれにせよ、2015~2017年のデータと同様に、裁判所は、権利者側が懲罰的賠償を請求して初めて懲罰的賠償について検討する傾向が顕著である。

表2 懲罰的賠償の請求率

検討判決数	請求数	請求率
268件	244件	91.0%

(3) 懲罰的賠償が適用された事件の割合

次に、判決において懲罰的賠償が適用された判決数は137件で、懲罰的賠償が検討された判決全体の51.1%を占めた。この137件には、関の統計と同様に、「63条1項の懲罰的賠償」と「法定賠償中の懲罰的賠償」の両方の類型を含む。「法定賠償中の懲罰的賠償」としては、判決文の中で法定賠償額の算定時に裁判所が考慮した要素として、「侵害者の主観的悪意」、「侵害者の主観的故意」、「侵害者の主観的過失」等の文言が含まれる判決を全てカウントした。

関の統計において、懲罰的賠償が適用された判決の割合は33.3%であった。しかし、該統計

は2015～2017年に最終判決が出された事件の一審判決のみを対象としており、統計手法に異なる点があるため、単純な比較の対象とすることはできない。

表3 懲罰的賠償の適用率

検討判決数	適用判決数	適用率
268件	137件	51.1%

(4) 権利者の国籍による内訳

懲罰的賠償が判断された判決、及び懲罰的賠償が適用された判決のうち、権利者が中国の企業・個人である事件と、外国の企業である事件との内訳は、表4の通りである。外国権利者による事件は、国際的に著名な商標に関する侵害事件が多かったため、懲罰的賠償が適用される割合も高くなったと考えられる。

表4 権利者の国籍による請求率と適用率

国籍	検討判決数	請求数 (請求率)	適用判決数 (適用率)
中国	232件	210件 (90.5%)	107件 (46.1%)
中国以外	36件	34件 (94.4%)	30件 (83.3%)
合計	268件	244件	137件

(5) 懲罰的賠償額の算定方式

次に、懲罰的賠償が検討された判決、及び懲罰的賠償が適用された判決における、損害賠償金額の算定方法を調べた。表5からわかる通り、権利者の損害、侵害者の利益、又は商標使用許諾料の倍数のいずれかが立証された事件は、全判決中6件しかなかった。そのため、これらに基づいて、「63条1項の懲罰的賠償」が認められたのは5件に過ぎない。それ以外は全て、「法定賠償中の懲罰的賠償」のケースであった。

表5 懲罰的賠償の算定方式

	権利者の 損害	侵害者の 利益	使用 許諾料	法定賠償
検討 判決数	1件	4件	1件	262件
適用 判決数	0件	4件	1件	132件

(6) 損害賠償金額

最後に、懲罰的賠償が検討された判決、及び懲罰的賠償が適用された判決における損害賠償金額を調べた。

表6からわかるように、損害賠償金額が低いほど懲罰的賠償の適用率は低い。逆に、損害賠償金額が50万元以上となった29件では、27件で懲罰的賠償が適用されていた。

表6 損害賠償金額

金額	検討判決数	適用判決数 (適用率)
0円	3件	0件 (0%)
1万元未満	81件	20件 (24.7%)
1万元以上 5万元未満	78件	42件 (53.8%)
5万元以上 10万元未満	36件	26件 (72.2%)
10万元以上 50万元未満	34件	22件 (64.7%)
50万元以上 100万元未満	4件	4件 (100%)
100万元以上 500万元未満	20件	19件 (95%)
500万元以上 1,000万元未満	2件	2件 (100%)
1,000万元以上	3件	2件 (66.7%)
非侵害等	7件	0件
合計	268件	137件

3. 3 小 括

上記の二つの期間を対象とした統計からわかるように、中国の商標権侵害訴訟において、懲罰的賠償の適用が裁判所により検討されるケースは、増加傾向にはあるものの、判決全体の5%以下に留まっている。また、裁判所は、権利者が懲罰的賠償を請求しない場合には、懲罰的賠償を検討しない傾向が顕著である。懲罰的賠償が論じられた事件において、最終的に懲罰的賠償が適用された事件の割合は、直近の2016年1月～2017年6月の期間において、51.1%であった。

ただし、懲罰的賠償が適用された事件の大半は、いわゆる法定賠償の枠組みの中で、裁判所が賠償額を算定する際に、懲罰的賠償の意味合いから、侵害者の主観的態度や侵害行為の深刻度が考慮されたものに過ぎない。商標法第63条第1項の条文通りの懲罰的賠償が認められたケースは、全期間を通じてごく少数であった。

また、損害賠償金額が低い判決ほど、懲罰的賠償の適用率は低い傾向が見られた。

4. 商標権侵害訴訟において懲罰的賠償が適用された判例

上述の通り、これまでの商標権侵害訴訟において裁判所が懲罰的賠償を適用した判決の大半は、法定賠償の枠組みの中で懲罰的要素を考慮したものである。

ここでは、商標法第63条第1項の規定通りの懲罰的賠償が適用された事例、又は、法定賠償を採用しつつも、懲罰的賠償について積極的な判断がなされた事例を紹介する。具体的に、FILA事件では、侵害行為により得られた利益に基づいて算定された賠償額の3倍、ギネスワールドレコード事件では、商標ライセンス料に基づいて算定された賠償額の2倍が、懲罰的賠償金額として確定された。SCALEWATCHER事

件では、懲罰的賠償の意味合いから、被侵害製品の販売価格がそのまま損害賠償金額として認定された。匯源事件及びDER事件は、法定賠償として確定された賠償額に対し、更に懲罰的賠償が適用されたケースである。

4. 1 FILA事件 — (2017)京73民終1991号

フィラスポーツ有限公司（以下、フィラ社とする）は、2008年以降、世界的に著名なスポーツブランドである「FILA」ブランドの中国における登録商標（第163332号、第163333号、第881462号、第G691003A号）の独占使用権を有している。2016年6月、フィラ社は、浙江中遠靴業有限公司（以下、中遠社とする）等が、オンラインショッピングモール及び実際の店舗において、「FILA」商標と類似する「GFLA」との文字を含む商標を付し、フィラ製品と類似する包装を採用した運動靴を販売していることを発見した。そこで、フィラ社は、中遠社等の行為が不正競争行為及び商標権侵害行為にあたるとして、北京市西城区人民法院に提訴した。一審裁判所は、不正競争行為及び商標権侵害行為の成立を認め、中遠社等に対し、侵害製品の製造販売の停止と損害賠償金の支払いを命じた。

損害賠償金額の算定にあたり、一審裁判所は、中遠社の提出した2015年及び2016年の財務データに基づき、「売上－営業費用－営業税－販売費用－管理費用－財務費用」との計算式にて、中遠社等が侵害行為により得た利益を2,638,322元と算出した。その上で、中遠社等が同業者として「FILA」商標の知名度を知っていたこと、自ら生産・販売した商品において「FILA」商標に類似の商標を突出した形で使用したこと、その販売額が大きいこと、更に、自社の「GFLA」との文字を含む商標の出願が「FILA」商標に類似することを理由に拒絶された経緯があること等から、中遠社等の侵害行為は商標法第63条

第1項に規定の「悪意で商標専用権を侵害し、状況が深刻である場合」にあたる」と判断し、侵害行為により得られた利益額の3倍にあたる791万元の損害賠償を命じた。

中遠社等は一審判決に不服とし、北京知的財産法院に上訴したが、二審裁判所は一審判決を維持した。中遠社等は更に北京市高級人民法院に再審請求を行ったが、当該請求は裁定により却下された。

4. 2 ギネスワールドレコード事件 — (2017) 粵民終2347号

英国のGUINNESS WORLDRECORDS LIMITED(以下、ギネス社とする)は、「GUINNESSWORLDRECORDS」商標(第1744886号)、「吉尼斯」商標(第2024454号)等の一連の登録商標を有している。同社は、安徽省の自動車メーカーである奇瑞汽車股フン有限公司(以下、奇瑞社とする)及びその販売会社が中国16都市で開催したイベント会場の装飾及び関連のウェブサイトにおいて「吉尼斯(ギネス)に挑戦」等の文言を使用したことが、不正競争行為及び商標権侵害行為にあたる」として、広東省仏山市中級人民法院に提訴した。裁判所は、不正競争行為及び商標権侵害行為の成立を肯定し、奇瑞社に対し、「吉尼斯(ギネス)」等の文言の使用停止と損害賠償金の支払いを命じた。

損害賠償額について、一審裁判所は、商標使用料、認定費用、コンサルティング費用等を含むギネス社のギネスレコード認定サービス費用から、商標使用料相当額として6万元/件を算出し、16会場分96万元を2倍にした192万元の懲罰的賠償を課した。なお、懲罰的賠償を適用した理由について、判決では、「奇瑞社及びその販売会社が関連のイベントにて侵害行為を行っていることを発見してから、ギネス社は、奇瑞社に対し弁護士書簡を発し、侵害行為の停止

を求めた。しかし、奇瑞社はそのイベントに権利侵害の疑いがあることを知りながら、ギネス社と協議しようせず、関連のイベントを継続して催行した。この点から、奇瑞社及びその販売会社が侵害について悪意であったことは明らかである」と述べている。

奇瑞社は一審判決に不服とし、広東省高級人民法院に上訴したが、二審裁判所は、「ギネス社の警告後、奇瑞社が適切な措置をとったという証拠がなく、侵害の恐れがあることを明らかに知りながら、依然として、他人の識別力及び知名度の高い商標と類似する標識を大量且つ突出した形で使用し続け、誤認を生じさせる宣伝を行い、関連公衆に対しイベントサービスの出所について故意に誤認混同を生じさせており、主観的悪意は明らかである。また、問題のイベントは開催都市も多く、インターネットを通じて全国範囲で大量の宣伝を行っており、奇瑞社及びその販売会社の行為の影響力は大きく、範囲も広く、状況も深刻である」として懲罰的賠償の適用を肯定した。

4. 3 SCALEWATCHER事件 — (2018) 京73民終2132号

英領ヴァージン諸島のEnvitech Distribution LIMITED(以下、エンビテック社とする)は、文字商標「SCALEWATCHER」(第7398234号)の権利者である。エンビテック社は、北京北新鋼連機電設備有限公司(以下、北新鋼連社とする)等が、同社の「SCALEWATCHER」ブランドの水処理装置について、正規の代理資格を有するとの虚偽の申告をして入札に参加し、落札後に「SCALEWATCHER」商標を付した同水処理装置の模倣品27台を納入した行為について、北京市石景山区人民法院に商標権侵害訴訟を提起した。エンビテック社は、北新鋼連社らが「SCALEWATCHER」の正規品2台を購入することで入手した証明書類を使用して入札に

参加し、27台の模倣品を納入した行為は故意侵害にあたるとして、工事費等を含む落札価格全体の3倍にあたる774万元の懲罰的賠償を請求した。

これに対し、一審裁判所は、落札価格ではなく、「SCALEWATCHER」水処理装置の正規品27台の価格543,560元を、権利者の受けた損害額と認定した。ここで、本来であれば製品価格から製造コスト等を差し引いた金額を損害額と認定すべきものであるが、裁判所は、侵害行為が明らかな主観的悪意に基づいており、侵害製品の数量も比較的多く影響が大きいことから、懲罰的賠償を適用すべきとし、製品価格をそのまま損害賠償金額として確定した。ただし、北新鋼連社が既にエンビテック社から正規品27台を購入して、先に納入した模倣品と差し替えたことに鑑み、損害賠償金額を更に1～3倍することはしなかった。

両当事者は一審判決に不服とし、北京知識産権法院に上訴したが、二審裁判所は一審判決を維持した。

4. 4 匯源事件 — (2015) 民三終字第7号

北京匯源食品飲料有限公司（以下、匯源社とする）は、「匯源」図形商標（第1643301号、第4683709号）の権利者であり、「匯源」ブランドの果汁飲料は中国の消費者に広く知られている。同社は、薄澤匯源罐頭食品有限公司（以下、薄澤社とする）が「匯源」を含む商号を使用し、「匯源」の2文字を構成要素に含む商標を付した果物の缶詰、山芋のシロップ煮の缶詰、八宝粥等を販売し、インターネット上の宣伝に同商標を使用する行為が、不正競争行為及び商標権侵害行為にあたるとして、山東省高級人民法院に提訴した。匯源社は、薄澤社の会計監査資料やホームページ上の記載に基づき、薄澤社による侵害製品の売上高が5.7億元にのぼると算出し、1億元の損害賠償を請求した。

一審裁判所は、匯源社の提出した証拠では、薄澤社が侵害行為により得た利益額を立証できないとして、法定賠償を採用した。その上で、「匯源」商標の高い知名度、薄澤社が侵害行為について明らかに悪意であったこと、侵害行為の範囲・規模・影響が大きいことを考慮し、当時の商標法第63条で定められた法定賠償金額の上限額である300万元の賠償を命じた。

両当事者は一審判決に不服として最高人民法院に上訴し、匯源社は損害賠償金額を1,000万元に引き上げることを請求した。最高人民法院は、一審判決が損害賠償額の算定にあたり果物の缶詰以外の二種類の製品の利益を考慮しなかったこと、薄澤社が明らかな侵害の悪意を有しており、匯源社の損害を補償して薄澤社に得をさせない必要があること、更に、匯源社の証拠に示された薄澤社の売上高及び利益を考慮して、損害賠償金額を一審判決の300万元から1,000万元に引き上げた。

4. 5 DER事件 — (2018) 晋民終555号

德爾未来科技控股集团股フン有限公司（以下、德爾社とする）は、自らの登録商標「德爾」（第34269400号）及び「DER」（第1765196号）を付した床材を製造販売しており、「德爾」及び「DER」ブランドの床材は、中国国内において高い知名度を有する。德爾社は、荏平県創偉木業有限公司（以下、創偉社とする）等が「Dersl 德爾森林地板」商標を付した床材を製造・販売する行為について、山西省普城市中級人民法院に商標権侵害訴訟を提起した。

德爾社は、2017年5月に普城市工商局が創偉社の取引先に踏み込んだ際に発見された「Dersl 德爾森林地板」商標の床材の総面積に德爾社の正規品の価格を乗じた約5,272万元を、侵害行為により同社が受けた損害額であると主張し、150万元の損害賠償を請求した。

これに対し、一審裁判所は、侵害製品の販売

数量に正規品1個の利益ではなく定価を乗じた金額を、そのまま損害額と認めることはできないとした。その上で、創偉社側の過失の程度を考慮に入れた法定賠償金額として、10万円を算定した。

これに不服とした徳爾社は、山西省高級人民法院に上訴した。二審裁判所は、一審裁判所による法定賠償額の算定に誤りはないとしたものの、創偉社が侵害品を製造・販売して徳爾社の「徳爾」及び「DER」商標の知名度及び業務上の信用にフリーライドしようとしたこと、法廷審理において非協力的な態度をとったことは、商標法第63条第1項に規定の「悪意で商標専用権を侵害し、状況が深刻である場合」にあたりと判断し、懲罰的賠償を適用して、一審判決の賠償額の3倍の30万円の損害賠償を命じた。

5. 懲罰的賠償の適用要件に関する考察

5.1 二要件説と三要件説

ここで、これまでの統計及び代表的な判例の分析に基づき、懲罰的賠償の適用要件について考察する。

現行の商標法第63条第1項は、商標権侵害による損害賠償額の算定方法について、「商標専用権侵害の賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失に基づいて確定する。実際の損失を確定することが困難なときは、侵害者が侵害により得た利益に基づいて確定することができる。権利者の損害又は侵害者が得た利益を確定することが困難なときは、当該商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪意で商標専用権を侵害し、状況が深刻である場合、上記の方法で決定した額の1～5倍以下で賠償額を確定してもよい。賠償額には、権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的費用を含むものとする。」と規定している。

この条文に基づき、商標権侵害における懲罰

的賠償の適用要件を、(1)悪意で他人の商標権を侵害したこと、(2)状況が深刻であること、の二要件であるとする考え方があり(本稿では、二要件説と呼ぶ)。これに対し、条文に「上記の方法で決定した額の1～5倍以下で賠償額を確定してもよい」と規定されていることから、隠れた第三の要件として、(3)基礎となる損害賠償額が、権利者の損害、侵害者の利益、又は商標使用許諾料の倍数のいずれかに基づいて確定されること、を挙げる説もある(本稿では、三要件説と呼ぶ)。判例には、いずれの説をとるものもある。

判例における両者の相違は、第三の要件が満たされず、商標法第63条第3項に規定の法定賠償が採用される状況において顕著となる。三要件説をとる判例は、法定賠償を採用する際に、「本件では、権利者の損害、侵害者の利益、又は使用許諾料の倍数のいずれも確定できないため、懲罰的賠償の適用要件を満たさない」旨を明言している⁴⁾。しかしながら、その後の法定賠償額の算定にあたっては、侵害者の主観的悪意等を考慮したケースが少なくない。第三の要件が満たされないため、法定賠償額の算定において懲罰的賠償を考慮すべきではない、と判断した判決はなかった。

これに対し、二要件説をとる判例では、法定賠償を採用した上で、第三の要件には触れずに、懲罰的賠償として、侵害者の主観的悪意等を考慮して賠償額を算定した旨を明言している。

このような結果から見ると、三要件説をとる判例と二要件説をとる判例との相違点は、法定賠償額の算定において侵害者の主観的悪意等を考慮することを、「懲罰的賠償の適用」とみなすか否かの違いに過ぎないことがわかる。法定賠償額の算定において、その程度に応じて侵害者の主観的悪意等を考慮するという実体は同じであり、その点から見ると、現在の判決の大多数は実質的に二要件説をとっているとも言える。

また、上述の匯源事件及びDER事件では、一審裁判所が確定した法定賠償額が、懲罰的賠償のため二審裁判所により引き上げられた。特にDER事件の二審では、侵害行為が商標法第63条第1項に規定の「悪意で商標専用権を侵害し、状況が深刻である場合」にあたると明確に判断した上で、懲罰的賠償を適用して、一審裁判所が確定した法定賠償額の10万円を3倍の30万円へと引き上げており、より積極的に二要件説をとっている。

5. 2 悪意の侵害

次に、個々の要件について検討する。

商標法第63条第1項は、懲罰的賠償の適用要件として「悪意の侵害」であることを挙げている。日本語の法律用語としての「悪意」は、一般に或る事物を認識していることを指し、「善意」の反対語として使用されるが、ここでの「悪意」は、それとは異なる意味を有する。中国の知的財産権法の条文では、主観的態度を示す用語である「悪意」と「故意」とが、明確に使い分けられている。

現行の中国商標法において、「故意」は1か所のみで使用されている。具体的には、商標専用権侵害行為の類型を示す第57条第1項第6号に、「故意に、他人の商標専用権を侵害する行為に便利な条件を提供し、他人による商標専用権侵害行為を幫助した場合」と規定されている。これに対し、「悪意」は4か所で使用されている。懲罰的賠償を規定した第63条第1項以外には、例えば、2019年改正で新設された第4条において、「自然人、法人又はその他の組織が業として、その商品又はサービスに対し商標専用権を取得する必要がある場合、商標局に商標登録出願をすべきである。使用を目的としない悪意の商標登録出願は、これを拒絶するべきである。」と規定されている。

ここからわかるように、中国商標法における

「故意」は、自己の行為によって他人の権利を侵害することを認識し受容している心理状態を意味するが、「悪意」はそれを一歩進め、他人の利益を損なう行為を行うことに対し、より積極的な意思を有している場合を指す。従って、懲罰的賠償適用の主観的要件を満たすためには、侵害者が自らの侵害行為を単に認識し受容していただいだけではなく、より積極的な侵害の意思を有していたことを立証する必要がある。

先に紹介した5件の判決文では、侵害者が積極的な侵害の意思を有していたと合理的に推認できる状況が指摘されている。具体的に、FILA事件では、「FILA」商標の高い知名度に加えて、侵害者による商標登録出願が本件商標に類似することを理由に拒絶された後も侵害品の販売を続けたことが指摘された。ギネスワールドレコード事件では、「GUINNESSWORLDRECORDS」商標の高い知名度に加え、権利者から侵害行為の停止を求める弁護士書簡を受け取った後も侵害行為を継続したことが指摘された。SCALEWATCHER事件では、商標権者から正規品を購入した際の証明書類を使用して模倣品を納入した行為が、明らかに悪意であると指摘された。匯源事件では、主に本件商標の知名度の高さと、本件商標とイ号商標との同一性に基づいて悪意の侵害が推定されたが、「匯源」は著名商標の認定を受けており、「中国ブランド・ランキング100」等にも選出されていて、中国国内で非常に高い知名度を有することには疑いがない。DER事件では、本件商標の高い知名度に加えて、侵害者が法廷において事実を即した陳述を行わず、審理に非協力的な態度をとったことから、悪意が認定された。

即ち、上記5つの事件の裁判所は、本件商標の知名度、識別力、イ号商標との同一性、行政処分・刑事訴訟・警告等の後も侵害行為を継続した事実、侵害者の商標登録出願が本件商標に類似することを理由に拒絶された経緯、被疑侵

害者の訴訟審理における非協力的な態度等の事由を複数組み合わせ、積極的な侵害の意思が明らかに推認できる状況において、懲罰的賠償を適用している。これらを見る限り、懲罰的賠償が積極的に適用されたケースでは、侵害者の主観的要件が比較的慎重に判断されているように思われる。

現状、この主観的要件については、明確な判断基準を示す規定が存在しない。判例における判断基準は参考になるが、裁判結果の予見性と公平性を高めるためには、明文の判断基準を設けるのが望ましいと思われる。

5. 3 状況が深刻

「状況が深刻」という、懲罰的賠償適用のもう一つの要件についても、明文の判断基準はない。

ここで、商標法では、商標権侵害に対する行政処罰に関する第60条第2項の「5年以内に商標権侵害行為を2回以上行っているとき、又はその他状況が深刻なときは、重罰に処さなければならない。」との規定にも、「状況が深刻」との要件が使われている。この要件の判断基準については、2019年12月23日に知的財産局が公表した「商標侵害判断基準（意見募集稿）」第56条に、「以下の状況の何れかに属する場合、商標法第60条第2項に規定の『その他状況が深刻なとき』と認定してよい。（一）違法経営額が100万元以上である場合。（二）侵害地域が3つ以上の省又は6つ以上の地級市におよび、且つ、違法経営額が50万元以上である場合。（三）同時に二つ以上の権利者の商標専用権を侵害し、且つ、違法経営額が50万元以上である場合。（四）侵害行為が、食品、薬品、医療機械等の公衆人民の生命健康安全に関連する分野で発生した場合。（五）侵害行為が18カ月以上持続した場合。（六）劣悪な国際的な影響、社会的影響を引き起こした場合。（七）被侵害商標が著名商標の

認定を受けている場合。」と規定されている。この判断基準は未だ意見募集段階にあり、また、知的財産局と裁判所の基準は必ずしも一致するものではないが、懲罰的賠償における「状況が深刻」の要件の判断基準として、参考になると思われる。

実際に懲罰的賠償が適用された事件において、「状況が深刻」との要件について判断する際には、侵害行為の規模、地理的範囲、持続期間、侵害した商標の数、著名商標であるか否か等が考慮されていた。また、これ以外に、侵害行為が複数法域に渡る（商標権侵害と不正競争行為等）こと、侵害製品の種類が多いこと⁵⁾、侵害品が農業肥料であって国民の健康安全に関わること⁶⁾、等を考慮した判決もあった。

「状況が深刻」は客観的な要件であり、判断時に考慮される要素は、多くの判決ではほぼ共通している。しかしながら、どのレベルを「深刻」とするかはの基準については、上述の商標第60条における要件と同様に、具体的な基準が設けられることが望ましい。

5. 4 法定賠償での懲罰的賠償の適用

上述の通り、現状、中国の商標権侵害訴訟における懲罰的賠償の大多数は、法定賠償の枠組みの中で行われている。

法定賠償額の算定について、最高人民法院が2002年に公表した「商標民事紛争事件の法律適用に関する若干の問題の解釈」第16条第2項には、「人民法院が賠償金額を確定する際は、侵害行為の性質、期間、影響、商標の信用度、商標使用許諾の金額、商標使用許諾の種類・時間・範囲、並びに侵害行為制止のための合理的費用等の要素を総合的に考慮して確定すべきである。」と規定されている。

この司法解釈に列挙された考慮要素に、「悪意の侵害」は含まれていない。しかしながら、被告の主観的態度を、法定賠償額算定時に「侵

害行為の性質」を決定する一要素として考慮することは、既に多数の判決において行われ、定着している。上記の2018年1月から2019年6月までの統計において、「法定賠償中の懲罰的賠償」が適用された132件の判決は、いずれもこの手法を採用している。

また、「状況が深刻」という懲罰的賠償のもう一つの要件については、上記の司法解釈に挙げられた「侵害行為の性質、期間、影響」等として考慮されている。

ただし、一般に、法定賠償を採用した判決において、賠償金額の算定プロセスが詳細に示されることは稀である。そのため、法定賠償の算定基準には一定の不透明性があり、裁判所間の算定基準の比較も難しい。現に、「法定賠償中の懲罰的賠償」が適用された事件の判決文では、侵害者の主観的態度が、「侵害者の主観的悪意」、「侵害者の主観的故意」、「侵害者の主観的過失」等の様々な表現で記載されていた。いずれのレベルの主観的態度が懲罰的賠償の適用要件を満たすのか、それらが賠償額にどのように影響するかについては、裁判所の裁量に任されている。「状況が深刻」の判断についても同様である。

誌面の都合上、法定賠償額の算定基準について、ここで詳細に論じることは避ける。しかしながら、法定賠償額の算定に、侵害者の主観的態度という定量化できない要素が考慮され、懲罰的賠償の意味合いが加味されることで、算定プロセスがより複雑で予見し難いものになることが懸念される。従って、この法定賠償中の懲罰的賠償の適用については、何らかの基準が示される必要があると考える。

もちろん、法定賠償額には、法による上限が設けられている。しかし、この上限額は、立法と司法実践の両面から引き上げられる傾向にある。まず、商標法では、従来300万元と規定されていた法定賠償の上限額が、2019年の改正において500万元に引き上げられた。特許法の次

回改正でも、同様の上限額の引き上げが予定されている。また、侵害訴訟において、権利者の損害又は侵害者の利益は証明できないものの、当該損害もしくは利益が法定賠償の上限額を超過することを示す証拠がある場合に、上限額を超えた法定賠償額を確定することが、既に複数の判決で行われている⁷⁾。匯源事件でも、二審裁判所は、権利者の提出した証拠により侵害製品の売上高が5.7億元にのぼることが示されている状況において、懲罰的賠償を考慮し、上限額の300万元を大きく超える1,000万元の法定賠償を命じた。上限額を超えた法定賠償額の確定は、あくまで例外的に適用されるものではあるが、高額な法定賠償が課される事件も出てきており、注意を要する。

6. おわりに

中国の知的財産権法への懲罰的賠償制度の導入は、日本の知財関係者の大いなる注目を集めている。懲罰的賠償の導入により、権利行使側としては、侵害行為に対する効果的な権利行使と侵害行為の抑止が期待できる一方、権利行使される側にまわった場合には、リスク要因ともなり得る。そのため、いずれの場合についても、どのような状況で懲罰的賠償が適用されるのか、その適用要件と判断基準を理解しておきたいとの声が多い。

本稿の統計によれば、最初に懲罰的賠償制度が導入された商標権の侵害訴訟における懲罰的賠償の適用は、大多数が、法定賠償額の算定時に裁判所が懲罰的要素を考慮することによって行われていた。法改正で導入された条文通りの懲罰的賠償が適用された事件は、未だ少数である。

法定賠償による懲罰的賠償の適用には、現状では判断基準及び算定方式に関する明確な規定がなく、判決の予見性及び公平性を高めるために、明文の規定が待たれる。特に、法定賠償額

が上昇傾向にある現在、そのような規定作りの重要性が高まっている。

また、近年、中国の知的財産権侵害訴訟において、法定賠償を採用せず、権利者の損害、侵害者の利益、又は使用許諾料を具体的に立証するケースが増えてきている。よって、現状では適用例の少ない商標法第63条第1項等の条文に規定された懲罰的賠償についても、今後、適用件数の増加が想定される。これについて、最高人民法院は、既に懲罰的損害賠償制度に関する司法解釈の策定作業に着手していると聞いており、早期に判断基準の統一がなされることを期待したい。

なお、ここでは紹介できなかったが、昨年に懲罰的賠償制度が導入された不正競争防止法や、次期改正で導入予定の専利法、著作権法の分野でも、侵害訴訟において裁判所が法定賠償額の算定時に懲罰的賠償を適用する事例が増えてきている。今後、これらの法域の状況についても注目したい。

本稿の統計及び分析が、日本企業が中国での

知財戦略を考える際の参考となれば誠に幸いである。

注 記

- 1) 2016年11月4日に中国共産党中央、国務院が公表した『中国共産党中央、国務院による産業財産権保護制度の完成と産業財産権の法による保護に関する意見』による。
- 2) 更に2018年3月に人民代表大会議で行われた「政府業務報告」でも、「知的財産権保護を強化し、侵害行為に対する懲罰的賠償を実施する」ことが謳われている。
- 3) 関琳琳、中国商標、2018年8期，“商標懲罰性賠償制度実施状況”。
- 4) 例えば、(2017)滬0115民初78822号など。
- 5) 例えば、(2017)滬0112民初18403号など。
- 6) (2017)蘇民終220号。
- 7) このような場合の法定賠償を「裁量賠償」と呼ぶこともある。8,000万元の法定賠償が課されたファーウェイ終端有限公司と三星（中国）投資有限公司等との事件（(2016)閩05民初725号）が有名である。

（原稿受領日 2020年3月31日）